

■ 還付金制度利用の流れ

(契約医療機関以外での受診)

※ 隔地等で契約医療機関でない医療機関で受診する方には、承認後「人間ドック還付金請求書」を送付しますので、当日は費用全額を支払い、後日、手続きを行ってください。

